

日本温泉科学会学会賞選考規定

第1条 本規定は、日本温泉科学会会則第3条第5号、6号に基づく表彰に関して必要な事項を定める。

第2条 賞の名称は、「日本温泉科学会特別賞」（以下、特別賞という）、「日本温泉科学会功労賞」（以下、功労賞という）、「日本温泉科学会奨励賞」（以下、奨励賞という）、「第XX回日本温泉科学会ポスター賞」（以下ポスター賞という）とする。

第3条 日本温泉科学会学会賞選考委員会（以下、選考委員会という）は、通常会員による委員若干名で構成する。

2. 選考委員会は、当該年度5月末日までにポスター賞を除く各賞の最終候補者を理事会に提案する。

第4条 特別賞の候補者は、本会の通常会員、または名誉会員で、温泉科学の研究、普及発展に関して特に顕著な功績を有するものとする。

第5条 功労賞の候補者は、下記2、3、4項のいずれかの条件を満たしているものとする。

2. 20年以上にわたり本学会の通常会員であり、下記1)、2)、3)のいずれかの実績のあるもの。

1) 評議員歴が通算10年以上のもの

2) 理事、参与、監事歴が5年以上のもの

3) 大会運営委員長経験者

3. 通常会員歴が通算30年以上のもの

4. 前項の規定にかかわらず、本学会に多大の功労があると理事会が認めたもの

第6条 奨励賞の候補者は、会員歴3年以上の通常会員（学生会員歴を含む）であり、かつ当該年度の4月1日において40歳未満で、日本温泉科学会会誌「温泉科学」に掲載された論文が極めて優れているものとする。

第7条 特別賞と奨励賞の候補者は、通常会員も推薦できる。推薦は通常会員3名により、指定用紙に記載し、毎年1月1日から4月末日までに学会事務局に提出することとする。選考委員会は、通常会員により推薦された候補者と選考委員会で選考した候補者の中から選定を行う。その際、編集委員長に意見を求めることができる。

第8条 ポスター賞は、各大会のポスター発表に於いて、学術的、視覚的に優れているものに授与する。

第9条 ポスター賞は、選考委員会と委員会より委嘱された審査委員（若干名）が審査を行い、受賞者を決定する。

第10条 特別賞、功労賞、奨励賞の表彰は、日本温泉科学会総会にて行う。ポスター賞の表彰は当該大会の懇親会場にて行う。

第11条 特別賞、奨励賞の受賞者は、原則として日本温泉科学会大会にて受賞講演を行う。

第12条 受賞者には賞状および副賞を授与する。

付則

1. この規定の変更は、理事会の議決による。

2. この規定は、平成26年9月5日から施行する。